

# 生保裁判連一ユース

第十四号 一九〇〇年十一月発行

○発行 生保裁判連事務局  
○事務局 竹下法律事務所

九月三日、東京で第六回の裁判連  
総会が開催されました。当日は各界  
からの多くの参加があり、生活保護  
をはじめとした社会保障の闘いにつ  
いておおいに交流しました。遅くな  
りましたが、本号でそのもようを報  
告します。



## 記念講演 「現代の貧困とホームレス

岩田正美教授  
(日本女子大学)

1

ひとくちに「貧困」といふ

ても、見える貧困と、見えざる貧困がある。

ある。前者は、かつて「御用画院」の範囲にある貧困の才人を扶助する目的で、後者

窟」「浮浪者」などという言葉

方後者は、加齢・失業・病氣

これまでには目立たない。  
我が国では、比較的平坦な所得分布を示していたことと、戦後一貫していわゆる「スラム」が減少してきたことから、「貧困は減った」と言われたこともあつた。

また初めて生活保護を受給した女性の中に、非常に高齢の女性がおり、配偶者死亡によつて年金が減額され、住宅費等の圧迫に耐えられなくなつてしまつていた例もあつた。

捕捉率は、バブル全盛期の

の女性について、所得の動態的把握を行つてきた。すると、4年間の間に一度でも貧困（一般家庭の収入の6割未満が目安）を経験したことがあると回答した人は、約4分の1いることが判明した。また、貧困固定層、不安定層、安定層について、勤務態様（無職か、パート・アルバイトか、常勤か）、既婚・未婚の別など、明らかな偏りがあつた。

としてホーリー・レスが著しく増加してきている。あるいは、経済学（所得分配論等）などを通じ、見えざる貧困についても目を向けていく努力ががなされるようになつてきている。

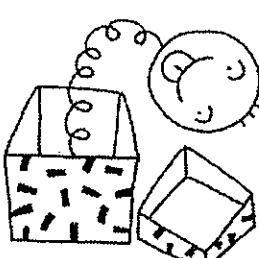
平成元年で、24・5パーセント。すなわち、約4分の3はとりこぼしている。保護受給の高齢者は、圧倒的に一人暮らしが多く、「単身にならないと受給できない」状況である可能性がある。しかし、単身生活者は食事回数も不規則であり、話し相手もない人が多い(特に男性)。この中には、ホームレス経験がある人も多く、友達がいる野宿の方がましだ、と考える人もいる。

「見える貧困」の扱いは簡便で、あくまで2000年のものである。「きれい」「豊か」「本質的」、「汚い」「怠惰」かつ「性」であるホームレスを受入れがたい（かかる意味において、ジエンダーの問題も存在する）。

野宿者対策は、なぜか「人間的措置」とされてしまう。たたかえども、ホームレスが相談に行くことを敏感に感じ、「そちらじがらみ」とうに扱ってくれない。まつとうに扱つてくれないから、こちらも制度をつまみながら、こしてしまおう」という意識を持ちがちになり、たとえば、交通費としてもらつたりで、一杯飲んでしまえ、とうことが起きる。

こうなると、だまし合ひの相を呈してしまって、行政内でも、押し付けがあり、「変だ」と思つてはいても、渦中にいると、そこを巻き込まれてしまう。

我々の「生活」のセーフティネットとなつてゐるかといふと、はなはだ疑問である。すなわち、  
①見えない貧困の取りこぼし、見える貧困の排除と同時に、  
②生活保護が、個人の生活のサポートに必ずしもなつていないこと  
が、問題である。  
また、「排除」や「見えない貧困」は、何らかの形でSOSが発せられていることが多いが、きちんと受け止められないことがある。さらに、ホームレス問題以外にも、生活保護制度に関わる者全体にステイグマ感がある。「生活保護を抱えていない脳天気な区とは、口も利きたくない」という話もある。  
貧困そのものをどう把握するかということとともに、保護制度・行政内の根深い問題についても、社会全体に明らかにして議論を進めていくことが重要である。



## 全生連島田務さんの報告

### 「生活保護の現状と問題点」

生活保護の現状と問題点といふことで話をする場合、あらゆる角度からの検討が必要となつてくる。この報告では、80年代臨調行革の前後で、何がどう変化したのかということへの評価を通じて、現在の到達点を探ることとした。

まず保護基準について考えてみたい。保護水準と餓死水準との関係では、60年代の厚生省は、大蔵省に対して二桁代の基準引き上げを要望していたことからして、厚生省自身もその低さを認めていた。朝日訴訟一審で勝利判決が出た後、ほぼ毎年、二桁の上げ幅を記録し続け、この点で飢餓水準は脱したともいえる。

しかし臨調行革を境にその引き上げ率も鈍化し、特に金額算定方式が水準均衡方式になつて以降、相当低い水準にとどまっている。消費不況の影響もあつたが、2000年度の引き上げ率はなんと0.1%という低率だ。全国一律最低賃金制すら確立していない我が国で、健康で文化的な最低限度の生活の確保に最も

直結するといえる保護基準の重要性は多言を要しないだろう。

また生存権を守る担い手である行政も、きちんとルールを守る必要がある。

しかし、飢餓水準は脱したとはいまだ低い保護基準を、臨調以後厚生省は「高くなつた」として、これまで普通におこなわれてきた行政実務をないがしろにし始めている。とりわけ、特別基準の設定に関して、大臣協議による設定をほとんど有名無実化し、また布団などの購入に必要な一時扶助も同様に支給を渋つている。

さらに近年、最も深刻な問題となつてているのが、行政による保護締め付けの強化である。

またそれ以外にも、かつては普通におこなわれていた職権保護が形骸化してしまい、今では例外にすらなつていてこともあげられる。これはホームレスに対する保護という面で問題となる。特に、家族ぐるみでテント生活というような、「現代型」ホームレスも増加するなかで、「プライバシー」を口実に見て見ぬ振りをする行政の姿勢は許されない。

これら、臨調以後目立つてはひどく、これまで運動を通じて勝ち取ってきた成果が大変脅かされている。

各地の実体事例から浮かび上がつてきてることをまとめるると、特に大きな問題となつてているのが次の点である。まず、「指導指示にしたがう義務」をたてにして、たとえば、法律にまつたく根拠のない保護申請前の検診命令を発して、実質的に保護申請を受け付けなかつたり、あるいは軽微な違反を理由に即給付を停止・廃止するということがおこなわれている。また、

「軽労働可」という診断書をもとに、働くハズだ、あるいは厳しい扶養調査をもとに、扶養ができるハズだ、とにかく申請を拒否したりする。

またそれ以外にも、かつては普通におこなわれていた職権保護が形骸化してしまい、今では例外にすらなつていてこともあげられる。これはホームレスに対する保護といふ面で問題となる。特に、家族ぐるみでテント生活というような、「現代型」ホームレスも増加するなかで、「プライバシー」を口実に見て見ぬ振りをする行政の姿勢は許されない。

（2）社会福祉事業法等改正により、法定上限だつた一人から遠路出席され、両親が進学のためにと掛けてくれた保険金を収入認定されて悔しくて10年来やつてきたが、今後とも頑張つていきたいとの力強い発言を受けました。

以下、簡略で各レポート・発言の一部ですが、分科会の報告をさせていただきます。

【レポート】  
「福祉事務所はどうなつてゐるのか、どう変わらねばならないか」

（自治労連都職労ケースワーカー協議会 田中伸治さん）  
（1）地方分権一括法で国・都道府県・区（市）が対等になつた、3階建てから横並びになつたと言うが、どう変わつたのか現場ではよくわからぬ



## 第一分科会報告

### 「生活保護法の現代的課題」

号通知での金融機関等への照会については「必要に応じて」「ケースバイケース」で行うという取り扱いをしてきており、今回3月31日付けで国からもそうした内容で一部改正通知が出された。しかし、厚生省監査を受けた所では相変わらず、「何であなたの所（区）ではやつてないんだ」と指摘されたりしている。

かく権利意識が低いといわれる日本であるが、こうしたことを行つたり、あるいは監査でもそれに連帯して、今後ますます運動を強めていこう。

（2）社会福祉事業法等改正により、法定上限だつた一人から遠路出席され、両親が進学のためにと掛けてくれた保険金を収入認定されて悔しくて10年来やつてきたが、今後とも頑張つていきたいとの力強い発言を受けました。

以下、簡略で各レポート・発言の一部ですが、分科会の報告をさせていただきます。

【レポート】  
「福祉事務所はどうなつてゐるのか、どう変わらねばならないか」

（3）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（4）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（5）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（6）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（7）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（8）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（9）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（10）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（11）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（12）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（13）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（14）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（15）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（16）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（17）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（18）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（19）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（20）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（21）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（22）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（23）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（24）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（25）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（26）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（27）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（28）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（29）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（30）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（31）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（32）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（33）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（34）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（35）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（36）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（37）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（38）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（39）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（40）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（41）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（42）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（43）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（44）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（45）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（46）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（47）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（48）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（49）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（50）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（51）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（52）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（53）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（54）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（55）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（56）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（57）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（58）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（59）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（60）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（61）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（62）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（63）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（64）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（65）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（66）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（67）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（68）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（69）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（70）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（71）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（72）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（73）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（74）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（75）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（76）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（77）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（78）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（79）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（80）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（81）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（82）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカーの自殺事件も起きたりしている。

（83）被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余

90%の人が希望しないのに配属され、新人も含めて80%の人が他へ異動したいと希望している。

(4) 都知事への特別基準の承認のための協議が無くなり、「一つ一つの福祉事務所はどう判断していくのかが問われている。仲間と学び、励まし合つて人権を守る「自立」した福祉事務所を目指していきたい。

#### 【レポート2】

「交通事故保険金による返還決定に対する審査請求事件について」

(徳村初美 弁護士)

(1) アルコール依存症で入院を繰り返し、小学生を育てながら生活保護を受け、断酒の努力を続けていたIさんは、98年10月交通事故に遭い、負傷して翌年7月まで、計58万円の保険金給付を受けた。

(2) 99年7月、保険会社が福祉事務所へ照会し生活保護なら払わなくていいんじやないかと支払いを中止した。福祉事務所は保険金受領を聞くなり、その日のうちに返還してもらうと電話をかけ、分割返還か、一括返還かと迫つた。

(3) 保険金は、事故後負傷し

て十分家事をできなかつたIさんが友人に家事手伝いにきてもらつたことへの謝礼や、弁当代、栄養ドリンク代などに全額消費してしまつた。保険金の支払いが打ち切られたにもかかわらず、福祉事務所は事故によるケガであるからとして医療券の発行もせず、8月6日、58万円の返還決定をした。

(4) 110番への相談で、10月5日、審査請求を申し立てたが、2000年4月11日棄却の採決を受け、5月10日再審査請求を行つた。また5月26日には生活保護ケース記録の個人情報非開示決定処分に対して異議申し立てをなした。

友人の弁護士に聞いても、何で痛い思いをしてもらつたものを返さなくてはいけないのかという意見だつた。私もどう考えてもおかしいと思う。

(5) 「学資保険裁判への取り組みについて」

(学資保険裁判を支援する会

(特別発言) 杉本美江事務局長

(1) 朝日訴訟のように「人間が人間らしく生きるために生きたい」であり、誰にも分かりやすく誰もが共感できるこ

とだと思ふ。99年12月「支援する会」が発足し、国民的支援を受けての世論づくりが大切と、①わかりやすいマンガ入りの署名用紙で訴え、最高裁へ提出した署名は約15万筆となつた。②4月26日に筆となつた。(9月2日)は「トーキフオーラム」を行つて約70名の参加を得た。

(2) しかし、会への加入を訴えて労働組合等を回ると、ハテ?というのが率直なところで、まだまだ生活保護は一部決してそのまま生活保護は一部の問題と捉えられやすい。生活保護問題が国民の暮らしや賃金にどう関わるのか、スパッとわかるものが出でてくると広がると思う。

今は生活保護基準より、課税率最低限の問題として捉えることと重なつてきている。

(3) 高裁判決は未来に希望と夢を持つことを認めた判決だと昨日のフォーラムでも意見が出ていたが、当面、調査官との面接など、最高裁の壁を突破できるよう働きかけて行きたい。

(4) 福祉事務所へ照会し生活保護なら払わなくていいんじやないかと支払いを中止した。福祉事務所は保険金受領を聞くなり、その日のうちに返還してもらうと電話をかけ、分割返還か、一括返還かと迫つた。

(5) 保険金は、事故後負傷して十分家事をできなかつたIさんが友人に家事手伝いにきてもらつたことへの謝礼や、弁当代、栄養ドリンク代などに全額消費してしまつた。保険金の支払いが打ち切られたにもかかわらず、福祉事務所は事故によるケガであるからとして医療券の発行もせず、8月6日、58万円の返還決定をした。

(4) 110番への相談で、10月5日、審査請求を申し立てたが、2000年4月11日棄却の採決を受け、5月10日再審査請求を行つた。また5月26日には生活保護ケース記録の個人情報非開示決定処分に対して異議申し立てをなした。

友人の弁護士に聞いても、何で痛い思いをしてもらつたものを返さなくてはいけないのかという意見だつた。私もどう考えてもおかしいと思う。

(5) 「学資保険裁判への取り組みについて」

(学資保険裁判を支援する会

(特別発言) 杉本美江事務局長

(1) 朝日訴訟のように「人間が人間らしく生きるために生きたい」であり、誰にも分かりやすく誰もが共感できるこ

とも言われた。

色々検査されて、一級の障害者になつたことがショックなにそれも考えてくれず、全額返還義務があると言わされた。役所のミスで年金が出るまで両親(父67歳、母59歳)に負担かけたのに、それを返すことができず、扶養義務があるから、役所はタテ割りですから返すものは返してもらうと。タテ割り行政の一言、扶養義務の一言です。

(3) 80万円の控除を認められた。両親の近くから離れた。両親の近くから離れないのに、医者が後遺症(喘息、PTSDによる抑鬱、目にも障害)で引っ越しできないと言うのに、68,000円で住めと言ふ。うので、どこに住めるところがあるのかと訴えると、2度目で仮受理となつたが、秋には損害配当金が入る見込みになつてゐるからと、受理と同時に63条返還を条件とされた。

(4) 審査請求をしたら、区の弁明書ではウソ八百を並べられ、反論書を出すと、再弁明書では私をキチガイ扱いにすることによって正当化してきました。再反論書を出したが知事から棄却された。裁決の内容には認識ミスがあり、納得できない。

(2) ケースワークによる援助がますます失われていて、方向に動けるものか?

(5) 「学資保険裁判を支援する会」が発足し、国民的支援を受けての世論づくりが大切と、①わかりやすいマンガ入りの署名用紙で訴え、最高裁へ提出した署名は約15万筆となつた。②4月26日に筆となつた。(9月2日)は「トーキフオーラム」を行つて約70名の参加を得た。

(1) 事件の1年ほど後(96年5月)、M区に障害年金の申請に行つたところ、条件を満たしていないと言つた。裁判所は、部長にはあなたにでいきるのは精神保健法32条(3)昨日(9月2日)は「トーキフオーラム」を行つて約70名の参加を得た。

(2) しかし、会への加入を訴えて労働組合等を回ると、ハテ?というのが率直なところで、まだまだ生活保護は一部の問題と捉えられやすい。生活保護問題が国民の暮らしや賃金にどう関わるのか、スパッとわかるものが出でてくると広がると思う。

今は生活保護基準より、課税率最低限の問題として捉えることと重なつてきている。

(3) 高裁判決は未来に希望と夢を持つことを認めた判決だと昨日のフォーラムでも意見が出ていたが、当面、調査官との面接など、最高裁の壁を突破できるよう働きかけて行きたい。

所として(生保の扱いにも)ミスがあつたと、どうして申しえないとの言葉が出ないのになにそれも考えててくれず、か、分からぬのが正直な気持ちです。全てが失われた事件となつてしまつた私にとつて、あまりにも目が行き届いて、あまりにも思つていいと思う。

(助言者のコメント)

こうしたレポート・発言にもらはうと。タテ割り行政の一言、扶養義務の一言です。

(1) 地方分権と生活保護のからは次のような指摘がありました。

(2) 依然としてこれまでの通じは残つてゐる。福祉事務所関係では次の2点で手放しでには生保を打ち切るよう都から言われたと言つて來た。控除した80万円があるからとを承諾したが、その1か月後には生保を打ち切るよう都から言われたと言つて來た。控除した80万円があるからという理由だつた。コロコロと変わつて、人間の感情としてハイそうですかと納得できるでしようか。

(3) 依然としてこれまでの通じは残つてゐる。福祉事務所が悪い方へ行くと、国はそれが地方の判断に任せていますとは喜べない。

(4) ①依然としてこれまでの通じは残つてゐる。福祉事務所が悪い方へ行くと、国はそれが地方の判断に任せていますとは喜べない。

(5) ②また、国庫補助金を受けていることから監査・査察も行われるので、果たして良い方向に動けるものか?

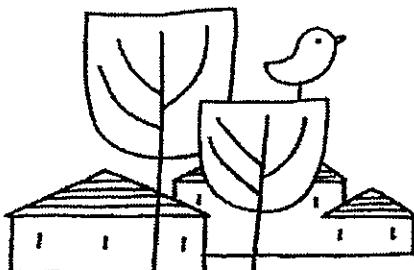
(2) ケースワークによる援助がますます失われていて、方向に動けるものか?

(3) 小山進次郎は生保の役割を「ケースワーク付きの金銭給付」とあると述べている。

大阪の交通事故の事例でして來たことが、私にとつては、交通事故にあつたことをどれだけ負担か。年金担当者はミスを謝つてくれたが、役

それをおまえが悪い、返還せよというのはケースワークの不在である。今でさえ不十分なのに、ひとり80ケースの「梓」が外れることを心配する。

めない、障害者加算は手帳がないとできないというが、年金をもらう前から加算できたことではないのか等々。現在の運用でできることも十分にしている。私から見てもわからないM区の対応ぶりだ。



長に「不受理は生保法二四条及び行政手続法七条に違反し生保受給権を侵害するもの」と勧告。本事例によつて、市更相がごく一部ではあるが、敷金支給を認めるきっかけとなつた。

次に、佐藤訴訟（六六歳・男性）の事例である。九六

あつたにもかかわらず一方的に廃止決定されたことに對し、その違法性を問うて、二〇〇〇年三月國家賠償求め提訴。

このような中で、近畿弁護士連合会は、今年度の人権大會のテーマを「ホームレス問題と人権」と定め、弁護士自身からもホームレスに対する法律相談体制を整備するよう提言する。

るところはなく、保護する場合の方法については、個々の者の実情に即して行われるものである・・・」と述べているところである。

一審の裁判官は実態を理解して判断した。裁判官が実態をどれだけ理解するかが、判決の違いとなつて表れる。

京都及び特別区により構成する路上生活者自立支援事業運営協議会を設ける。自立支援センターの中に、住宅相談部門を置く。

三、一名の参加者のもと  
ホームレスの生活支援、生活  
保護、裁判をめぐる状況につ  
いて活発な報告、討議を行つ  
た。

ホームレスの生活支援、生活保護、裁判をめぐる状況について活発な報告、討議を行った。

はじめに、大阪弁護士会の弁護士より、大阪における三つの事例について報告を受けた。一番目は、人権救済申立て。一審は、大阪地裁で行われた。七一年の女性の事例である。九七年、野宿から入院し、生活保護受給。退院

て、大阪市更生相談所（以下、市更相）に居宅保護変更を求めたが、「市更相では居宅保護を扱っていない」と保護変更申請が受理されなかつた。弁護士も中に入り、審査請求申立。その後、市更相が変更申請を認め、敷金を支給。九八年五月、人権救済申立て。九九年三月、大阪弁護士会が、大阪市長及び市更相所

## 第一 分科会報告

求訴訟（五〇歳・男性）の報告。野宿生活から入院し、九年八月、生活保護開始。退院時、市更相に一時保護入所を求めたが、無理と言われ、保護廃止となつた。同一〇月、再入院し保護開始。二ヶ月、転院希望により退院。退院により保護廃止決定。現在は居宅保護。前記二回の保護廃止とも保護継続の必要性が

を見つけるのは困難なことがある。厚生省保護課自身、二〇〇〇年三月、「稼働能力を有する要保護者については、・・・稼働能力を活用するため努力していることが認められるのであれば、もとより保護の要件を欠くわけではない。・・・ホームレスなどに対する生活保護適用の要件は、一般的の者と異なる

全国の状況を見て、心配なのは、自立支援事業、自立支援センター設置が進むなかで、それに乗らない人を逆に排除していくことである。

以上四つの報告を受けて  
フロアーを含めて論議や各  
地の状況報告が行われた。  
その中で、野宿者の生活  
保護受給をどのようにして

四番目の報告は、新宿駅西口ホームレス強制退去事件で弁護にあたつた弁護士

て話し合われた。

あつたにもかかわらず一方的

るところはなく、保護する場合の方法については、個々の者の実情に即して行われるものである。・・・「と述べているところである。

から行われた。  
東京都が新宿駅西口地下  
通路で進めていた「動く歩  
道」の設置工事をめぐり、  
一九九六年（平成八年）一

東京都が新宿駅西口地下通路で進めていた「動く歩道」の設置工事をめぐり、一九九六年（平成八年）一月二四日早朝、同通路の路上生活者が住む段ボール小屋を都が撤去しようとしたのを、威力をもつて妨害したとして路上生活者の支援者が威力業務妨害罪に問われた事件である。第一審の東京地裁では無罪判決であつたが、第二審有罪判決となり、現在、最高裁にかかるつている。

る人には保護適用しないところもある。一方、東京区部の福祉事務所では、野宿者の保護申請を受けるのは当然のことである、また、浮浪している人の保護こそが要であり、一例でも事例を作ることが必要、そうしないと職場が変わりようがないとの指摘があつた。

共同して取り組むことが求められる、との助言があつた。

もう一人の助言者（林訴公

上告審に閲わつてゐる弁護士) からは、そもそもその生活保護法がどこかにいつてし

まつてみると感じている。  
「生活保護法の解釈と運用」

を読むと生保法はもつとすれば  
らしい法律である、それがい  
つのまにか違うように運用さ

れてはいる、との発言をいたしました。弁護士自身も生活保護

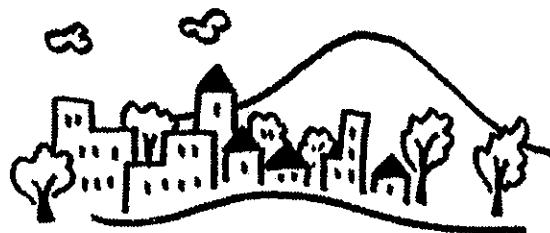
に關してもつともつと勉強しなければならない、とのことである。

機関、民間団体等、各分野の  
関係者が協力してホームレス  
の人権のため取り組んでいく  
必要性を強く感じさせられた  
分科会であつた。

100

問題としてある。また、市町村も増加する路上生活者に生活保護を適用することは財政上できないとするが、公共事業には予算を割いている。生活保護をめぐる問題は市町村の体質改善にまで迫る問題である。





第二分科会報告

「介護保険・介護扶助と権利擁護」

第3分科会は、「介護保険  
介護扶助と権利擁護」をテー

マに開催された。

護扶助が施行されるとともに、高訴訟の高裁判決を目前

に控えるという、タイムリーな企画となつた。分科会で

は、4本の報告をもとに活発な議論をおこなつた。

一本目は、金沢から参加し  
た高さん本人と奥村弁護士

が、高訴訟の現状と課題について報告。奥村弁護士は、「二

四時間介護の高さんの生活状態をつぶさに裁判所に訴え

た。その中で私自身が痛感しているのは、介護というと何

か『してあける』というイメージがあるが、実は高さん

の手の代わりになり足の代わりになることだと云ふこと。

したかって必要のない時にはそばで見ているだけということ

とも含めて介護だということだ」「一番は在宅での生活が

当たり前だ」という立場に立つて勝たさせてくれたが、九一一の出来事で、彼の立場は一変する。

月十一日の判決で常識が通るのか注目している」と分析。

西川さんは二三十年間在宅で

**護扶助と権利擁護**

やつてきた。介護の福祉施策が足らないので車椅子のままで就寝する状況」「他の障害者からも『在宅つてそんなに大変なのか』という目で見られてきたが、一審の裁判官がそんな自分の生活を認めてくれたと、それがうれしかった」と元気に訴えられた。さらに、奥村弁護士からは、訴訟のやりとりは弁護士として全力を尽くすので、「理論構築のための学者が張りつく制度をぜひつくって欲しい」と積極的な問題提起。これには多数参加した社会保障の学者たちからも思わず(苦笑)笑いが。

二本目は、介護保障を考える上での生活保護の積極的な意義を京都の小林さんが解明。まず基本としては、①自己負担がゼロであり介護の切り下げる心配がない②保険料滞納者でも救済される、ことをしつかりおさえる。ただし、「自賠責」とされた介護保険の水準が介護ミニマムとなり、そのまま満足するのではなく、生活実態をしつかり主

と次のステップに行く。決定的に大事であり、として③介護扶助の特徴を申請する④生活扶助の特徴が護料を積極的に活用することなく保険のまわりを介護扶助は、ドイツでは限定的日本でもそういう意味で保護の活用が大事であります。され、た。参加者の庄谷さんは、ドイツでは限定的保険について質問があつた。また、参議院議員や奥村弁護士から詳しく述べて貰うは他人介護料の具備状況について質問があつた。また、参議院議員や奥村弁護士から詳しく述べて貰うがされた。

報が不足して言われてもう結局、お金が、これからの福度はあっても、度はあっても、どん助けてある人が有利となると思う。擁護する役割が、た。参加者のサービスを選択したがそうなつて、の質問に対し、い。ケアアドバイスが儲かる人、手を取る時代のケーブル「しているの時代のケーブル」立したケアマネジメントもできつつあった。された。

四本目は、江原、介護110事業等についての活動について介護保険の権利ルを実務家等と作成し、すきり度のもとでも、受けける権利を保護している。介護保険の問題うが痴呆の場合のか、従前の入

おり、「契約」とまくいかない。ある人、情報がになっている。紹からこぼれて対して権利をがますます大事とまとめられ、「国は利用者がべると言つていているのか」と、「そうなつてマネ・事業者側重度の人を「選りケアマネの当格差は広がつて、事業者から独のネットワーである」と報告さ

度に「当然移行」等というの  
は法的には通じない②要介護  
認定についての不服申立・裁  
判は、六ヶ月たつてしまうと  
次の認定となり「訴えの利益  
なし」か?などがある。一方、  
③三十六万円の限度額は法律  
上のものではないため、「政  
令の限度額がおかしい」とい  
う争い方は可能ではないかな  
どいろいろ考えていると話さ  
れた。

助言者の尾藤弁護士と寺久  
保さんが、①契約社会において  
こそ弱者救済が必要、とい  
うのは歴史的にも証明済み②  
介護保険に対する審査請求や  
訴訟はもつとあると思つてい  
たが、情報も届いていない

し、ケアマネの深刻な実態か  
らすればある意味で当然。た  
だし、これからもつと出て  
くるだろう③制度からものを  
見るのはなく、生活から制  
度を見てどんどん争うことが  
高訴訟の教訓である、とま  
とめられた。

最後に、今日の心境を、と  
求められた高さんが一句詠ま  
れ、高訴訟二審勝利への願い  
を込めて拍手で終了した。

峠越え 江戸で語らう

人の道かな

高信司

母さんが掛けた共済年金への  
想いが認められたんですよ。

でも今回の二審の判決で裁判  
所が出した判決の中ようやく  
收入認定されない共済年金に

西成のいわゆるあいりん地区  
において日雇労働者として働  
いていたが、病気となつて働  
けなくなり、生活保護を受け

## 誌上特別報告

### 高訴訟高裁勝利

母さんへ

9月23日今年もいつもど  
変わりない秋の風が吹いてき  
ましたね。

お墓参りはいかない僕でも  
今年は行きたいような気分に  
なっていますよ。

母さんは今度の判決をどう  
聞いていますか。一つ聞いて

みたいことがあります。それ  
はこの年金を掛けている時今  
の様に大事件になると思つて  
いたでしようか?.....。

そんな事はないですよね。

で50才になろうとしている

今いえることは一つです。

やつと裁判所で認められた

備期日を経て、被告らは、第

1廃止の退院時において、原

そして僕個人じゃなくすべて  
のケースで収入認定はいけな  
いと言われたんですよ。その  
結果厚生省は最高裁判所に上  
告してしまいました。

僕としては13年目を迎え  
る前に戦いを終わりにした  
かった。それが本当の気持ち  
です。その意味では母さんに  
謝らねばなりません。それか  
らもう一つ今から7、8年前  
に仏に見せられた靈界で落ち  
つくことができないほど兄き

と僕の生活を心配してた姿が  
頭から離れません。その原因  
は僕と兄きの生き方にあると  
言われていました。この時は  
自分の暮らしを安定させやつ  
ぱり家族をつくるねばと思  
いました。そしてそのように生  
きようと僕なりに努力をしま  
した。その結果は母さんも  
知っていると思うけど98年  
12月頃出会った女のひと  
2、3年は仲良くてきたのに  
止した(第2廃止)。

2そこで、京都と大阪の弁  
護士による弁護団を結成し、  
国及び市を相手として、20  
00年3月16日、大阪地裁  
に損害賠償請求訴訟を提起し  
た。

本件の主要な争点は、第1  
廃止時の要保護性の有無、第  
2廃止で原告が保護辞退をし  
たと言えるのか及び双方にお  
いて、法律上要件とされてい  
る廃止通知を発行しなかつた  
ことの違法性の程度である。

既に3回の弁論及び弁論準  
備期日を経て、被告らは、第  
1廃止の退院時において、原

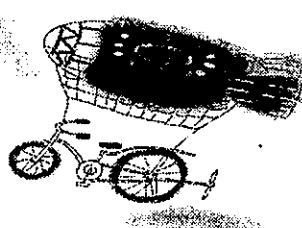
いくことに残りの生涯を使つ  
てしまふことを許してもらえ  
ますか?...?

これでは消極的と母さんが  
言うのなら最後にこうしま  
しょう。50までは今のやり

残したこと一生懸命取り組  
み50以降は新たなことはし  
ないで守り育ててゆくことに  
残りの命を使いきるとしま  
しょう。これで許してくれると  
よね母さんは。

この原稿は「風を探す道の  
り」の4章の前書きとする予  
定です。

(高信司)



### 山本国賠訴訟に ついて

(近藤厚志)

1 原告の山本恭正さんは、  
西成のいわゆるあいりん地区  
において日雇労働者として働  
いていたが、病気となつて働  
けなくなり、生活保護を受け

て入院した。山本さんは、そ

の後、約1ヶ月で退院し、な

お治療の必要が認められ、一

ん地域の実態から、収入を得

て生活することができるであつ

たという反論をするなど、全

行政を担当する大阪市更生相

談所(市更相)は、退院当日

に、口頭により保護廃止を宣

言するという暴挙にてた(第

1廃止)。

その後、再び、病気が悪化

した原告は、再入院したが、

病院内でのアクシデントか

ら、病院と相談した上で、市

更相を訪れ、転院の申し入れ

をしたが、市更相は、「こちら

の指示を聞かずに病院をでて、

きた。」として、即日保護を廢

止した(第2廃止)。

2そこで、京都と大阪の弁

護士による弁護団を結成し、

国及び市を相手として、20

00年3月16日、大阪地裁

に損害賠償請求訴訟を提起し

た。

そのような中、本件も、生

活保護行政の問題点の一端を

示している事案であり、読者

各位に、是非、その成り行き

について関心を持つていただき

てください、ご報告する。

既に3回の弁論及び弁論準

備期日を経て、被告らは、第

1廃止の退院時において、原

告は、「中労働が可能」という

## 北海道での審査請求について

生活保護を受けているもの、受けようとするものの権利としての審査請求を始めて久しくなりますが、請求したままの状態を放置してきた私たちに、昨年の第五回全国裁判連絡会の総会で竹下弁護士に指摘され、奮起一転道庁との話し合いの中、矢継ぎ早に裁決書が出てきて、その対応に苦慮しているところですが、この度二つの審査請求について処分庁に対して保護処分の取消しの認容裁決が出されました。

知らせてくれなかつたのか」といひながら、3月・4月分の通院移送費の申請を行つたところ、「3月分の通院移送費については、申請月前のものであるため支給対象に該当しない」といわれ、審査請求に至つたものです。

処分庁は、「申請保護の原則に基づいて行われるものであるから、申請書の提出以降に支給するものである」ことから何ら違法、不当でないと弁明しています。

これに対し北海道審査請求庁は「法第24条では申請による保護の変更について規定しているが、一方、法第25条第2項では職権による保護の変更について、『保護の実施期間は、常に被保護者の生活実態を調査し、保護の変更を必要とすると認めたときは、速やかに、職権をもつて、その決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない』と規定されており、医療扶助運営要綱第3の2の(3)及び別冊問題集においても、医療扶助の決定に関し、保護の変更の決定は必ずしも申請を前提とするものではないとされる」とした上で「しかし、申請保護の原則からすると、職権による変更決定を行うの

は、一般的に申請事態の理解が出来ない場合や緊急に入院した場合など、指導しても被保護者が申請することが出来ない合理的な理由がある場合であり、保護の実施期間が被保護者の生活実態などを把握し、通院移送費の支給対象となることが確認出来た場合に、保護の変更申請を行うよう指導すべきものである」と見解を示し、坂井さんの場合は、平成元年から通院していながら、その通院方法についての実態を把握しておらず、坂井さんに通院移送費の申請について指導していなかったことが明らかになりました。

2、緊急入院による病院からの通報申請を受け入れてもらえないなかつた河合さんの審査請求

河合さん夫妻は、札幌西区に在住し、会社の寮生活をしながら建設現場で働いていました。99年9月に入つてその寮に住めなくなり、北海道を転々とした結果、中旬には苫小牧市で野宿をしていましたが、10月1日（金）、身体の不調を訴え、勤医協苫小牧病院を受診、即日入院となりました。

入院時には保険証も携帯しておらず、所持金も390円しかなく、病院職員は急迫状況であると判断して、苫小牧市役所保護課に生活保護申請のための通報を行いました。

ところが苫小牧市は「確認のために来所して欲しい」といわれて職員同席の元に同月4日（月）に保護課を訪れた日が「申請日」とされて決定したことを不服として審査請求を行いました。

審査庁は、「第1に、要保護者が急迫状態にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことが出来るにも貢献していくものであることが運動するものたちへの確信となつています。

(法7条)。第2に法の運用上の規範として、保護の実施を領で保護の開始時期は、急迫保護を除き、原則として申請のあつた日以降において要保護状態にあると判定された日とする(実施要領第8の3)。

第3に医療扶助の適正な実施をする上で事務処理の要領として医療扶助運営要領が定められており、保護を受けている患者が急迫状況にあるため、保護の申請の手続をとらないで入院し、また入院外の治療を受けた場合であつて、保護の申請権者または医療機関から医療扶助の運用について連絡があつたときは、速やかに保護申請書を提出するよう指示するとともに、要否の判定があるまでは医療扶助の決定があつたものとして取り扱うことが出来ず、この場合、連絡の記録をとどめるごとに、保護を要するものと認められたときは、連絡のあつた日を保護申請の提出のあつた日とみなしてさしつかえない(医運第3の9の(2))。以上の点に照らして河合さん夫妻が入院した10月1日に通報したことは、單なる電話連絡でなく、患者が急迫状況にあるため、医療扶助の適用について連絡したものである」と判断し、処分庁

道府保護課は、今年3月、2000年度4月からの新自治法の中での生活保護の取り扱いについて、「北海道生活保護マニュアル」を作成しました。その中に「急迫保護」の項目が設けられ、例外措置として「急迫した事情のため保護の申請が出来なかつたことが立証され、しかもそのような事情がやんだ後、速やかに申請手続が取られた場合には、申請のあつた日から必要最小限度の日数を遡つて保護の適用がなされることがある」とが明記されています。これは、昨年11月に河合さんが不服として行った審査請求をめぐつて道生連と道府保護課のやり取りの中で確認されたものです。

審査請求という生活保護の権利と私たちの運動によって、生活保護法の適正実施を勝ち取ることが出来てきたことに審査請求に対する確信を深めているところです。

